

サイバーセキュリティを確保するための方針の策定等に関する 総務大臣指針について



総務省

令和 7 年 3 月 4 日
総務省自治行政局
デジタル基盤推進室

地方自治法改正の概要（情報システム・セキュリティ関係）

- 地方制度調査会の答申において、国・地方公共団体等のネットワークを通じた相互接続がますます進展する中で、**地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の実効性を担保**することが必要等の提言があったことを踏まえ、以下の改正を行った。
(令和6年通常国会成立)

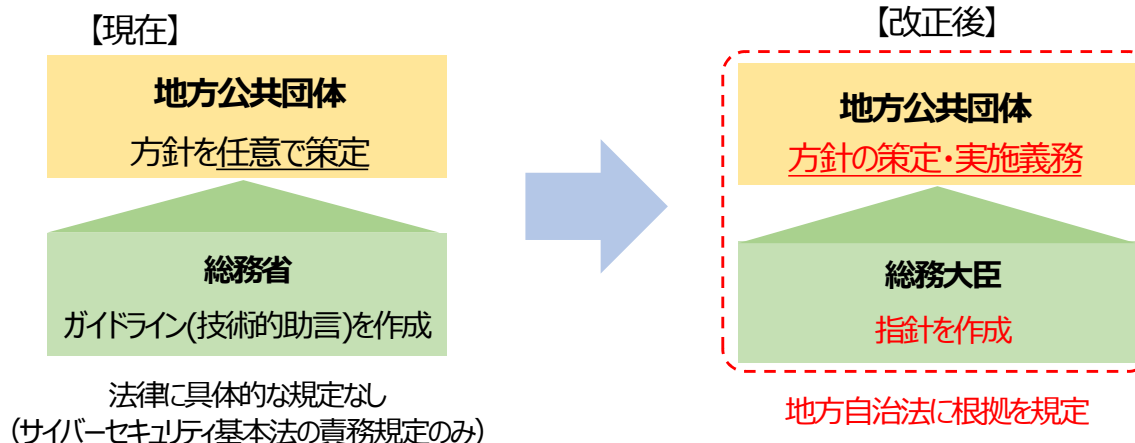
現行制度

- 現在の地方自治法には、情報システムについての規定は置かれていない。
- サイバーセキュリティについては、総務省において技術的助言として「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を示すとともに、各地方公共団体はこれを踏まえ、個々の判断でセキュリティポリシーを定めている。

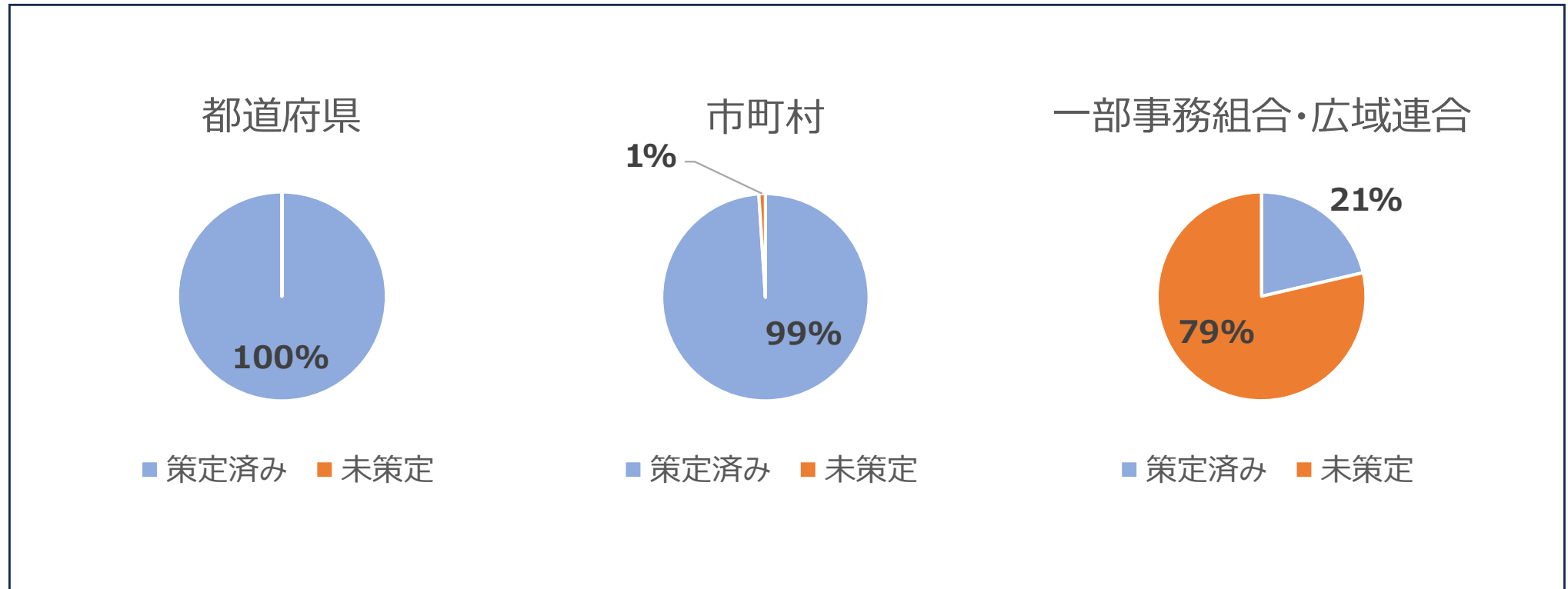
改正概要

- 地方公共団体は、事務の種類・内容に応じ、情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体又は国と協力し、その利用の最適化を図るよう努める。
- 地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保など情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。
- サイバーセキュリティの確保について、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、方針を定め、必要な措置を講じる。総務大臣は、方針の策定等について指針を示す。

《地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策》



【情報セキュリティポリシー（基本方針）の策定状況】



- 総務大臣指針の発出により、
- ・ 100%の策定を目指すとともに、
 - ・ 一定以上の情報セキュリティ水準を確保

総務大臣指針案の概要等

大臣指針案の狙い・ポイント

① 地方公共団体における方針策定の方法・手順などを示す⇒ 100%の策定を目指す

【指針案】

- ・ 全庁的な体制を構築した上で検討し、策定する。
- ・ すでに情報セキュリティポリシーを策定している団体は、大臣指針を踏まえて必要に応じて見直しを行ったものをもって、改正地方自治法に基づく方針とすることができる。（負担軽減のため、首長部局と議会等の共同策定も可能。）
- ・ 策定後は、方針に従って行政運営し、方針は適時に見直しをする。 等

② 地方公共団体が策定する方針に盛り込むべき事項を示す⇒ 一定以上のセキュリティ水準を確保

【指針案】

- ・ 職員の教育や、不正プログラム対策など一定水準以上の情報セキュリティ対策を講じること。 等

大臣指針案の概要

□ 情報セキュリティ対策の必要性

地方公共団体は、情報セキュリティ対策を講じて、その保有する情報を守り、業務を継続することが必要。

□ 情報セキュリティに係る方針の必要性等

- ・ 情報セキュリティ対策を徹底するために、対策を組織的に統一して推進することが必要であり、明文化された文書として基本方針を定める。
- ・ 自治法上の指針はセキボリガイドライン基本方針相当とする。既存の基本方針をもって自治法上の方針に位置付けることも差し支えない。

□ 自治法上の方針の策定主体

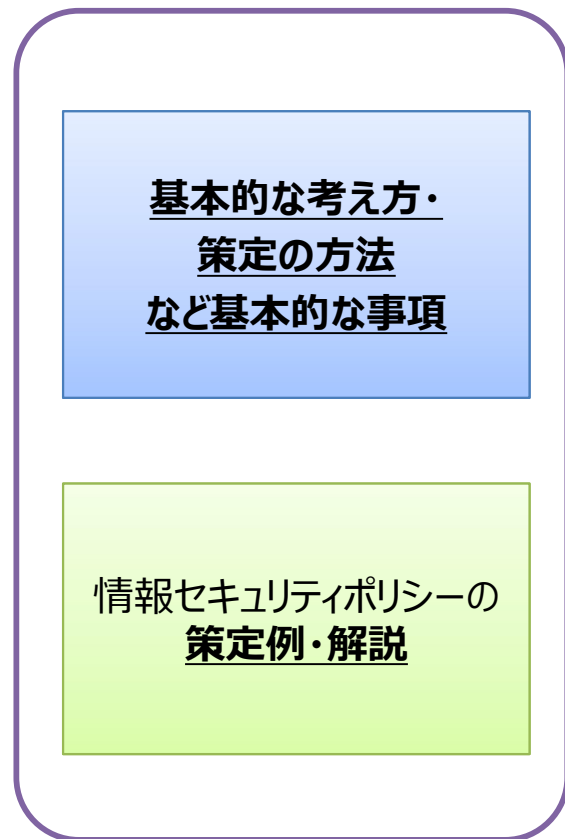
議会、執行機関ごとに定める。（共同で策定することも可能）

□ 自治法上の方針の策定・変更の基本事項

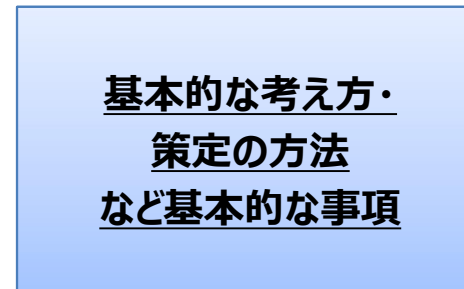
- ・ 策定の体制
- ・ 方針に記載すべき内容
- ・ 運用の方法
- ・ 評価、見直しの方法

大臣指針後のガイドライン

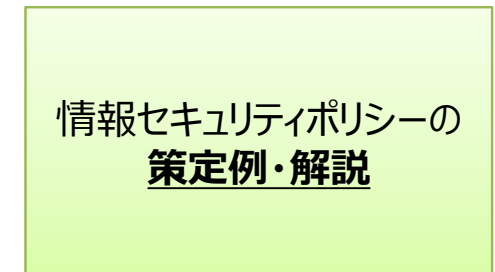
現行の情報セキュリティポリシー
ガイドライン



大臣指針



新ガイドライン



切り分け

ガイドライン・大臣指針の切り分けイメージ

現行のガイドラインの構成

編	項目
第1編	総則
第2編	地方公共団体における情報セキュリティポリシー（例文） ・基本方針 ・対策基準
第3編	地方公共団体における情報セキュリティポリシー（解説） ・基本方針 ・対策基準
第4編	地方公共団体の情報システムのクラウド利用等に関する特則（例文・解説）
第5編	付録

ガイドラインに残す

第1編 総則

第1章 本ガイドラインの目的等

1. 本ガイドラインの目的
2. 本ガイドラインの経緯

第2章 地方公共団体における情報セキュリティとその対策

1. 地方公共団体における情報セキュリティの考え方
2. 情報セキュリティポリシーの必要性和構成
3. 情報セキュリティ対策の実施サイクル

第3章 情報セキュリティの管理プロセス

1. 策定及び導入
2. 運用
3. 評価・見直し

第4章 本ガイドラインの構成と対策レベルの設定及びクラウドサービスに関する留意点

1. 本ガイドラインの構成
2. 本ガイドラインにおける対策レベルの設定
3. 本ガイドラインにおけるクラウドサービスに関する全般的な留意点について

ガイドラインに残す

一部を総則から切り出し、
大臣指針に盛り込む

三段表

大臣指針案	新ガイドライン案	現行ガイドライン
第1 本指針の位置付け 新 本指針の位置づけ	第1章 本ガイドラインの目的等 ガイドラインの目的、経緯	第1章 本ガイドラインの目的等 ガイドラインの目的、経緯
第2 地方公共団体における情報セキュリティとその対策 地方公共団体における情報セキュリティの考え方 情報セキュリティポリシーの必要性和構成 新 ・ 策定を要する方針及び方針の公表 ・ 方針を策定する必要がある主体 情報セキュリティ対策の実施サイクル	第2章 地方公共団体における情報セキュリティとその対策 情報セキュリティポリシーの必要性和構成 情報セキュリティ対策の実施サイクル	第2章 地方公共団体における情報セキュリティとその対策 地方公共団体における情報セキュリティの考え方 情報セキュリティポリシーの必要性和構成 情報セキュリティ対策の実施サイクル
第3 情報セキュリティの管理プロセス 自治法上の方針の策定及び導入 自治法上の方針の運用 自治法上の方針の評価・見直し	第3章 情報セキュリティの管理プロセス 情報セキュリティポリシーの策定及び導入 情報セキュリティポリシーの運用 情報セキュリティポリシーの評価・見直し	第3章 情報セキュリティの管理プロセス 策定及び導入 運用 評価・見直し
※改正法施行日（R8.4.1）までは、正式な「大臣指針」ではなく、地方公共団体の事務の便宜のために「大臣指針（案）」を前もって発出	第4章以下（略） ※R8.4.1までに、大臣指針策定を踏まえた新ガイドラインを確定させる。（R7年度中に、他の改正事項と併せてお諮りする予定）	第4章以下（略）

- **令和7年3月（予定）**

- 総務大臣指針を発出

- **令和7年度中**

- 各地方公共団体において、方針を策定

- 総務省においても、策定状況をフォローする予定

- **令和8年4月 1 日**

- 改正地方自治法施行

- （ここまでに100%の策定を目指す）